

行政財産使用許可書（案）

大阪府指令〇〇第 号

住 所

氏名（法人名）

令和 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった行政財産の使用は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第238条の4第7項の規定により、次のとおり許可します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 吉村 洋文



第1 使用を許可する物件（以下「許可物件」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 名 称
- (2) 所 在 地
- (3) 種 別
- (4) 数 量
- (5) 使用部分（別図のとおり）

第2 使用を許可された者（以下「使用者」という。）は、以下の許可内容及び別紙「使用許可特記事項」をはじめとする、「大阪府営住宅におけるコインパーキング・予約駐車場サービス等事業 事業者募集要項（中・南河内地区）」（以下、「募集要項」という。）の内容を遵守しなければならない。

第3 使用者は、許可物件を駐車場以外の用途に供してはならない。

第4 使用を許可する期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

第5 使用者は、使用期間の満了後引き続き使用しようとするときは、大阪府が指定する時期までに、行政財産使用許可申請書を大阪府（以下「府」という。）に提出しなければならない。

第6 使用料は、募集要項の「2-4 事業者が府に支払う使用料」に従い算出した額とする。

第7 使用料は、募集要項の「7 使用料の納付」に規定する期間内に、別に発行する納入通知書により、その定めるところに従って納付しなければならない。

第8 使用料は、毎年度、大阪府公有財産規則に基づく公有財産台帳価格の改定にともない、最低使用料を見直すこととする。

第9 使用者は、許可物件の維持保存のため通常必要とする経費のほか、許可物件に付帯する電気、水道、ガスその他の設備の使用に必要な経費を負担しなければならない。

第10 使用者は、常に善良なる管理者の注意をもって、許可物件を維持保存しなければならない。

第11 使用者は、物件の修繕その他の管理上必要な行為をし、または許可内容の全部若しくは一部の変更を求めようとするときは、事前に書面で申し出て、知事の承認を受けなければならない。

第12 使用者は、許可物件を転貸する等第三者に使用させ、又は担保に供してはならない。

第 13 次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可の全部若しくは一部を取消し、又は変更することがある。

- (1) 府が許可物件を公用又は公共用に供するため必要とするとき。
- (2) 使用者が許可書の内容に違反したとき。
- (3) 不正の手段により許可を受けたとき。
- (4) 使用者が、大阪府暴力団排除条例第 2 条第 2 号及び第 4 号の規定に該当する者と認められるとき。

第 14 府は、第 13 の使用許可の取消し又は変更により、使用者に損失が生じても、これを補償しない。

第 15 使用者は、使用許可の期間が満了したとき、又は第 13 により使用許可が取り消され、若しくは変更されたときは、指定された期日までに、自己の負担において、許可物件の全部又は一部を原状に回復して、返還しなければならない。ただし、特に知事の承認を受けたときは、この限りでない。

第 16 使用者は、自己の責に帰すべき理由により、許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、許可物件を原状に回復したときはこの限りでない。

第 17 使用者は、自己の責に帰すべき理由により、許可物件の全部又は一部を滅失又はき損したときは、直ちにその状況を大阪府都市整備部住宅建築局住宅経営室施設保全課（以下「施設保全課」という。）に報告するとともに、施設保全課員の指示に従わなければならない。

第 18 第 16 の場合のほか、使用者は、この許可内容に定める義務を履行しないため府に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

第 19 使用者は、使用許可期間が満了し、又は使用許可の取消しがあった場合において、使用許可期間中に使用者が許可物件に関して投じた必要費及び有益費があっても、これを府に請求しないものとする。

第 20 許可者は、許可物件について随時に実地調査を行い、その使用に関し必要な指示をし、又は報告を求めることができる。

第 21 この使用許可について疑義があるとき、又は許可物件の使用について疑義が生じたときは、すべて許可者の決するところによる。

(教示)

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。

- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

行政財産使用変更許可書（案）

大阪府指令〇〇第 号

住 所
氏名（法人名）

令和 年 月 日付け〇〇第 号で申請のあった令和 年 月 日付け大阪府指令△△第 号による行政財産の使用許可の変更については、地方自治法（昭和22年法律第67号）第23条の4第7項の規定に基づき、下記のとおり許可します。

令和 年 月 日

大 阪 府 知 事 印
（又は大阪府公有財産規則第3条により委任を受けた者）

記

変 更 前	変 更 後

（教示）

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3箇月以内に、大阪府知事に対して審査請求をすることができます。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に提起することができます。
- ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する判決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。